## 議案第65号

平成27年度日高市一般会計補正予算(第3号)

平成27年度日高市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成27年9月16日提出

日高市長 谷ケ﨑 照 雄

第1表 繰越明許費

	款	項	事	業 名	金	額
						千円
10 教育費		6 保健体育費	横手台グラウ	ンド建設整備事業		225, 494